### 印刷仕様書

1 件名

「消費者向けeコマースの取引実態に関する調査報告書」の印刷

- 2 印刷仕様
  - (1) ページ数 表紙・裏表紙 4頁本文・扉紙 212頁
  - (2) 部 数 150部
  - (3) 色
     数
     表紙
     1 C / 0 C
     2 頁

     本文
     4 C / 4 C
     2 0 6 頁

     扉紙
     4 C / 4 C
     6 頁 (青緑色)

     裏表紙
     0 C / 0 C
     2 頁
  - (4) 校正回数 1回
  - (5) 用 紙 表紙・裏表紙 再生上質紙 A判 70.5kg 本文・扉紙 再生上質紙 A判 44.5kg
  - (6) 製本方法 無線綴じ(くるみ製本)
  - (7) 入稿形態 データ (PDF)
  - (8) 印刷方法
    - ① 背表紙に「消費者向けeコマースの取引実態に関する調査報告書 平成31年1月 公正取引委員会事務総局」と印刷
    - ② ページの構成

表紙(片面印刷)

 $1 \sim 2$  本文 (2頁は空頁)  $3 \sim 4$  扉紙 (青緑色)

5~30 本文(16頁,30頁は空頁)

31~32 扉紙(青緑色)

33~162 本文(34頁は空頁)

163~164 扉紙(青緑色)

165~212 本文(166頁, 180頁, 194頁は空頁)

裏表紙

- 3 納入期限及び納入場所
  - (1) 納入期限 平成31年5月31日(金)
  - (2) 納入場所

公正取引委員会事務総局取引部取引企画課 (東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎第6号館B棟13階)

### 4 その他

- (1) 業者決定後,データをCD-Rで提供する。本業務終了後,速やかに取引企画課に返却すること。
- (2) グリーン購入法に適合した用紙を使用すること。ただし、グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の仕様を認める。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、協議の上で決定する。
- (4) 公示期間中,公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係(中央合同庁舎第6号館B棟14階)に印刷見本を常備するので,必要に応じて来訪し見積額積算時の参考として確認すること。

#### 5 見積書提出期限

平成31年4月24日(水)正午

提出方法については、持参のほかメール又はFAXによる方法も可とする。

 ${\rm FAX}:\; 0\; 3-3\; 5\; 8\; 1-2\; 9\; 5\; 1$ 

E-mail: open-counter@jftc.go.jp

## 6 その他

- (1) 本件に要する一切の費用及び消費税を見積額に含めること。
- (2) 見積り合わせの結果(契約の相手方,契約金額)は、契約の相手方に決定した者に個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト(調達情報)】

https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html

(3) 見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

# 7 問い合わせ先

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

TEL: 03 - 3581 - 5474

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私,団体である場合は当団体。以下同じ。)は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また,公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし,有価証券報告書を作成していない場合は,役職名,氏名,性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること,及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等(個人, 法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者, 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者, 団体である場合は代表者, 理事等, その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が, 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると き
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再

委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に 関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が暴力団関係者 であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当 介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うととも に、公正取引委員会に報告いたします。